

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第一号）（総務省）

1 別表第一の一の項に規定する全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計並びに同表の五の項に規定する世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法等を変更することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の見直しを行うこととした。（別表第一関係）

2 別表第一の一の項に規定する工業の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計、同表の一の二の項に規定する商業の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計及び別表第二の四の項に規定する製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計を廃止等することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の見直しを行うこととした。（別表第一及び第二関係）

3 この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、別表第二の改正規定は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二号）（総務省）

1 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、製造保安責任者試験の実施等に係る手数料の額の標準を引き上げる改正を行うこととした。（本則関係）

2 この政令は、令和元年一〇月一日から施行することとした。

◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日定める政令（政令第一三三号）（経済産業省）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月一日とすることとした。

◇道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第一四号）（国土交通省）

1 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第一四号）の一部の施行に伴い、国土交通大臣に属することとなる自動車の型式指定制度に係る是正命令に関する権限を地方運輸局長に委任しないことを定めるほか、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

法 律

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正）

第一条 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要施設の周辺域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律  
第一条中「外国公館等」の下に、「防衛関係施設」を加え、「施設に」を「重要施設に」に、「及び良好な国際関係」を、「良好な国際関係及び我が国を防衛するための基盤」に改める。

第二条第一項第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設  
第二条第二項中「いう」を「いい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいう」に改める。

第三条第三項中「海域」の下に「海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。」を加え、次条第三項及び第五条第四項において「を」第十条第三項を除き、以下に改める。

第十一条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「又は海上保安官」を「海上保安官又は第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」に改め、同条第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「第三項」を「第三項本文」に改め、同条第三項中「海上保安官」の下に「並びに第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺域の上空において行われるものに限る。）が」と、「対象施設周辺域」とあるのは「当該対象施設周辺域」と、前二項中「対象施設」とあるのは「当該対象施設」と、「できる」とあるのは「できる」と、ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官及び海上保安官、がその場にいがない場合において、防衛大臣が警察

庁長官（海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うときに限る」と読み替えるものとする。

この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺域の上空において行われるものに限る。）が」と、「対象施設周辺域」とあるのは「当該対象施設周辺域」と、前二項中「対象施設」とあるのは「当該対象施設」と、「できる」とあるのは「できる」と、ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官及び海上保安官、がその場にいがない場合において、防衛大臣が警察庁長官（海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うときに限る」と読み替えるものとする。